

市町村名	貸付対象	貸付金額	返還免除要件
稚内市	薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、保健師、助産師、看護師	6～15万円/月 (職種に応じる)	卒業後、当該免許を取得し、1年以内に市の医療職員となり、かつ引き続き在職した場合において、医療業務に従事した期間が貸付を受けた期間に相当する期間に達したとき 貸付期間が2年に達しないものは2年
稚内市	①～③全て該当すること ①修学資金貸付条例による修学資金の貸付を受けていない者 ②就学準備金の貸付を受けていない者 ③保健師国家試験及び看護国家試験に合格した者 ④保健師として本市に採用されることとなっている旨の通知を受けたもの又は保健師として本市に採用されてから6月以内の者	特別貸付金 480万円以内 稚内市医療職員修学資金貸付金以外の修学貸付金を受け、その貸付を受けた額に相当する額を貸付する。  就業準備金 60万円以内	本市の保健師となり、かつ、引き続き在職した場合において、その引き続き在職期間が、貸付を受けた貸付金の総額を10万で除して得た数に相当する月数に達したとき。 (36月に達しないときは36月)
猿払村	臨床研修医、医学部医学課で将来村の医療等職員となる見込みの者	臨床研修医 20万円/月 医学部医学科 10万円/月	在職期間が修学資金の貸付を受けた期間に相当する月数に達したとき。

市町村名	貸付対象	貸付金額	返還免除要件
猿払村	保健師、看護師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、社会福祉士、保育士	10万円/月	看護師 免許取得後において医療等職員としての在職期間が5年に達したとき
	介護福祉士、准看護師、救急救命士	5万円/月	在職期間が修学資金の貸付を受けた期間に相当する月数に達したとき
浜頓別町	保健師、助産師、看護師、准看護師	10万円/月以内	在職期間が修学資金の貸付を受けた期間に相当する期間に達したとき
中頓別町	医師	15万円/月	養成を受けた期間に相当する期間、中頓別町に勤務しなければならない ただし、養成を受けた期間が3年に満たない場合は3年とする
中頓別町	看護師、保健師、助産師、	10万円/月	養成を受けた期間に相当する期間、中頓別町に勤務しなければならない。 ただし養成を受けた期間が3年に満たない場合は3年とする。

市町村名	貸付対象	貸付金額	返還免除要件
枝幸町	医師、歯科医師	修学資金 15万円/月以内 入学仕度金 50万円以内 教材購入資金 100万円以内  医師のみ 就業時一時金 500万円以内	医師免許を受けた後、5年以内に医師として事業所等において医療に従事し、その後の期間が、修学資金の貸付を受けた期間に達したとき
枝幸町	保健師、助産師、看護師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士、社会福祉士、介護福祉士	修学資金 10万円/月以内 5万円/月以内 （社会福祉士、介護福祉士）  就業時一時金 薬剤師 300万円以内 看護師、保健師、臨床検査技師等 200万円以内 准看護師、社会福祉士、 管理栄養士 100万円以内	大学等卒業後、1年以内に保健師等及び薬剤師並びに臨床検査技師等として事業所等において従事し、その期間が、その期間が修学資金の貸付を受けた期間に達したとき  養成施設卒業後、1年以内に社会福祉士等として事業所等において業務に従事し、その後の期間が、修学資金の貸付を受けた期間に達したとき
豊富町	保健師、助産師、看護師、准看護師	修学資金 10万円/月以内 就業準備金 60万円以内	修学資金 町の職員として貸付を受けた期間従事した場合 就業準備金 町の職員として3年以上従事した場合

市町村名	貸付対象	貸付金額	返還免除要件
礼文町	医師、歯科医師	修学資金 15万円/月以内 入学仕度金 50万円以内 教材購入資金 100万円以内	免許を受けた後5年以内に医師、歯科医師として本町において医療に従事した期間が引き続き修学資金の貸付を受けた期間に達したとき。
礼文町	診療放射線技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、歯科技工士、歯科衛生士、保健師、助産師、看護師、准看護師	修学資金 10万円/月以内  入学仕度金 30万円以内	養成所を卒業後資格を取得し、1年以内に各医療従事者として本町において業務に従事した場合においてその業務に従事した期間が引き続き修学資金の貸付を受けた期間に達したとき。
利尻町	医師、歯科医師  薬剤師	修学資金 15万円/月以内 入学仕度金 50万円以内 教材購入費 100万円以内  在学期間中 10万円/月以内 入学仕度金 30万円以内 就業一時金 (入学仕度金を借りていない場合) 30万円以内	医師又は歯科医師免許取得後及び臨床研修終了後1年以内（公的医療機関当の都合により勤務できない場合は2年以内）に公的医療機関等の医師又は歯科医師として勤務しかつ、引続く在職期間が5年に達したとき。

市町村名	貸付対象	貸付金額	返還免除要件
利尻町	診療放射線技師、歯科技工士、歯科衛生士、保健師、助産師、看護師、准看護師、管理栄養士、救急救命士、社会福祉士、介護福祉士、保育士	在学期間中 10万円/月以内 入学仕度金 30万円以内  就業一時金 (入学支度金を借りていない場合) 30万円以内	養成所卒業後1年以内（公的医療機関等の都合により勤務できない場合は2年以内）に公的医療機関等に勤務し、従事した期間が引続き修学資金の貸付を受けた期間に達したとき ただし、貸付を受けた期間が3年以内に満たない場合は3年とする。
利尻富士町	医師、歯科医師	修学資金 20万円/月以内 入学仕度金 50万円以内 教材購入資金 100万円以内	卒業後1年以内に免許を取得し、取得後5年以内に本町で医療に従事した場合において、その期間が引き続き3年達したとき
利尻富士町	保健師、看護師、歯科技工士、理学療法士、作業療法士、管理栄養士等  歯科衛生士、介護福祉士、社会福祉士、救急救命士、保育士	修学資金 15万円/月以内 入学仕度金 50万円以内  修学資金 10万円以内 入学仕度金 30万円以内	養成機関を卒業後3年以内に医療技術者として本町において業務に従事した場合において、その業務に従事した期間が引き続き貸付期間に達したとき

市町村名	貸付対象	貸付金額	返還免除要件
幌延町	医師を養成する学校に在学する者で、定められた期間内に医療職員となったもの又は当該期間内に町の職員となる見込みのもの	10万円/月以内	養成施設を卒業した日から1年以内に医療職員の免許を取得し、当該免許取得後速やかに町の職員として医療業務に従事した期間が、引き続き修学資金の貸付を受けて修学した期間に相当する期間に達すること。
幌延町	薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、保健師、助産師、看護師又は准看護師を養成する学校又は養成所に在学する者で、定められた期間内に医療職員となったもの又は当該期間内に町の職員となる見込みのもの	薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師 5万円/月以内 保健師、助産師、看護師 10万円/月 准看護師 6万円/月	養成施設を卒業した日から1年以内に医療職員の免許を取得し、当該免許取得後速やかに町の職員として医療業務に従事した期間が、引き続き修学資金の貸付を受けて修学した期間に相当する期間に達すること

※詳しい内容は各市町村にお問い合わせるかホームページをご覧ください

※令和5年12月現在